

国際卓越研究大学公募・選定について

1. 国際卓越研究大学の認定・認可の状況について

2. 第2期公募に向けて

参考 我が国の大学研究力強化に関するシンポジウムについて（令和6年12月17日）

大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の公募・選定について

1. 公募・選定のポイント

判断

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への意思(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき実施。

大学数

制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。
また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

要件

制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

2. 実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

3. 自律と責任のあるガバナンス体制

審査体制

総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制（アドバイザリーボード）を構築。

段階的審査

審査においては、**研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**（書面や面接による審査だけでなく、現地視察、体制強化計画の磨き上げなど多様な手段により審査を実施）。



2. 公募・選定のスケジュール

令和5年4月～ アドバイザリーボード 書面審査、総括審議、面接審査（全10大学）、現地視察（3大学）、面接審査、総括審議

9月 認定対象候補の大学（東北大学）を公表

～ 合議制の機関の設置等、ガバナンス変更準備、計画の更なる磨き上げ～

12月 国立大学法人法改正

令和6年2月～ アドバイザリーボード 審査（東北大学の計画の磨き上げの状況確認）

6月 アドバイザリーボードによる東北大学の審査終了、初回公募のまとめ公表

10月～ 改正国立大学法人法施行（合議制の機関の設置が可能に）、東北大学が運営方針会議を設置

CSTI及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が東北大学を国際卓越研究大学に認定（令和6年11月）

今後、東北大学が体制強化計画を文部科学省に提出後、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可の判断を行う予定

令和6年度中 助成開始（予定）

※第2期公募は、大学ファンドの運用状況等を勘案し、令和6年度中に開始予定 2



東北大学における国際卓越研究大学法に基づく認定申請について

- 文部科学大臣は、国際卓越研究大学法第四条第3項各号及び省令第二条各項の規定に基づき、「**研究及び研究成果の活用の実績**」や「**教員組織及び研究環境等の研究の体制等の構築**」に係る**定量的・定性的な基準について確認**し、国際卓越研究大学として認定を行う。
- **東北大学から、認定基準を満たすことを証する書類**と併せて、**国際卓越研究大学の認定に係る申請**が行われた。

認定に関する基準※	東北大学の申請内容における実績や体制等のポイント
1) 国際的に卓越した研究の実績 (国際卓越研究大学法第四条第3項第一号及び施行規則第二条第1項) 以下どちらかの要件に合致することを確認。 ✓ Top10%論文数が1,000本程度（直近の5年間総計）以上、かつ、総論文数に占めるTop10%論文数の割合が10%程度以上 ✓ 研究者一人当たりのTop10%論文数が0.6本程度以上	○ Top10%論文数が<u>3,129本</u>（令和元年～令和5年の5年総計） 総論文数に占めるTop10%論文数の割合が<u>9.6%</u>（令和元年～令和5年の5年平均） ○ 本務教員一人当たりのTop10%論文数が<u>0.99本</u>（令和元年～令和5年の5年平均）
2) 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績 (法第四条第3項第二号及び規則第二条第2項) 以下どちらかの要件に合致することを確認。 ✓ 民間企業等からの研究資金等受入額が、直近5年間の年平均で <u>10億円程度以上</u> ✓ 研究者一人当たりの民間企業等からの研究資金等受入額が、 <u>年平均100万円程度以上</u>	○ 共同研究等民間負担経費合計額が、<u>86億円</u> ○ 本務教員一人当たりの年間共同研究等民間負担経費合計額が、<u>272万円</u> （令和元年度～令和5年度の5年平均）
3) 教員組織及び研究環境等の研究の体制 (法第四条第3項第三号及び規則第二条第2項)	○ <u>三階層にレイヤー化し、分野の壁を超えて戦略的研究ユニットを機動的に編成可能とする「研究イノベーションシステム」</u>等により、大学の研究の体制が、学問の進展、社会の変化に応じて次々に生じる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応する体制が整備されている。
4) 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制 (法第四条第3項第四号及び規則第二条第3項)	○ 「<u>産学連携機構</u>」の抜本的な強化による全学的な産学連携の体制やアンダー・ワン・ルーフ型産学共創拠点の構築等により、民間事業者と連携協力等の実施を通じて、大学の研究成果の活用の体制が、経済社会の変化をもたらすインパクトの創出に必要な体制が整備されている。
5) 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制 (法第四条第3項第五号及び規則第二条第5項)	○ <u>体制強化計画等の大学運営の重要事項を議決し、履行状況を監督する運営方針会議を設置する</u>等のガバナンス体制が整備されている。
6) 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制 (法第四条第3項第六号及び規則第二条第6項)	○ <u>法人の代表者（総長）、教学担当役員（プロボスト）、包括的国際化担当役員（CGO）、事業財務戦略担当役員（CFO）の主要4役（SLT：Strategic Leadership Team）が有機的連携の中心を担う執行体制</u>により、研究に関する業務の執行と、管理運営に関する業務の執行との役割分担を行う体制が整備されている。
7) 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤 (法第四条第3項第七号及び規則第二条第7項) ✓ 大学の収入全体（附属病院における医療に係るものは除く）から国又は地方公共団体が支出する基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額の大学の収入全体に占める割合が、直近5年間の平均で <u>20%程度以上</u>	○ 大学の収入全体から国又は地方公共団体が支出する基盤的経費や学生からの授業料や検定料等を除いた額の大学の収入全体に占める割合が<u>42.4%</u> （令和元年度～令和5年度の5年平均）

※認定されるのは、規則第2条第1項から同条第7項まですべての基準を満たす必要があるところ、幅広く申請を募るようにするため、認定基準の定量指標については厳格に基準を引いて完全な足切りとするのではなく、将来的に世界最高水準の研究大学に匹敵するものとなることが相当程度見込まれる実績としておおよその基準を設定。

アドバイザーボードにおける審査の経過について

1. 審査の経過

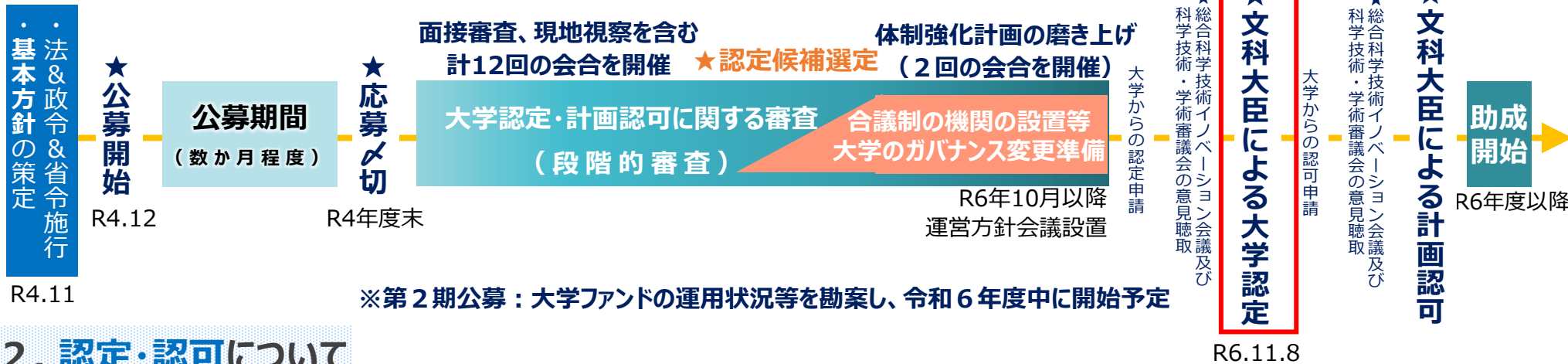
申請のあった10大学について、書面審査や国内外のレビュアーの意見に加えて、大学側との丁寧な対話を実施する方針のもと、**10大学に対して面接審査**を実施。さらに研究現場の状況等を把握するため、**3大学の現地視察**を実施。これらの審査も踏まえ、**初回の国際卓越研究大学の認定候補**として、一定の条件を満たした場合に認定するという留保を付して、**東北大学を選定（令和5年9月公表）**。

東北大学において磨き上げを行った体制強化計画について、その状況を継続的に確認し、東北大学について、**国際卓越研究大学の認定及び計画の認可の水準を満たし得るとの結論（令和6年6月公表）**。

※これまでに**計14回の会合を開催**



アドバイザーボード第1回会合



2. 認定・認可について

東北大学において、改正国立大学法人法（令和6年10月施行）に基づき運営方針会議を設置。今般、国際卓越研究大学法に基づき、東北大学の認定について、総合科学技術イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴き、文部科学大臣が認定（令和6年11月）。今後、東北大学が体制強化計画を文部科学省に提出後、意見聴取等の手続きを経て、文部科学大臣が認可の判断を行う予定。

令和6年11月8日 あべ俊子 文部科学大臣閣議後記者会見

11月8日(金)、東北大学を国際卓越研究大学として認定をいたしました。

国際卓越研究大学の認定等に関する有識者会議の結論を踏まえまして、東北大学は国際卓越研究大学の候補となっておりました。今般、国際卓越研究大学法に基づきまして、科学技術・学術審議会及び総合科学技術・イノベーション会議の意見聴取を行った上で、所管大臣として東北大学を国際卓越研究大学として認定するということを判断させていただきました。

今後、東北大学の体制強化計画につきましても、申請があり次第、国際卓越研究大学法に基づく意見聴取等の手続きを経まして、所管大臣として認可の可否を判断する予定でございます。

＜参考＞国際卓越研究大学の認定について

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01442.html

参考：令和6年6月 有識者会議の審査の結果（1. 東北大学に対する審査について）

アドバイザリーボードは、令和5年8月30日に示した留保条件に対する東北大学の検討状況を、令和6年2月と5月に聴取の上審議し、**留保条件のいずれの事項についても計画の精査や具体化が図られており、国際卓越研究大学の認定及び体制強化計画の認可の水準を満たし得るものとの結論**に至った。

留保条件	東北大学における主な検討状況（✓）とアドバイザリーボードの主な所見（→）
①人文・社会科学系も含めた全学の研究力向上の道筋	✓ 分野別の丁寧な分析に基づく戦略的分野、複数の「リサーチクラスター」群における強化すべき方向性や主要な海外連携大学・人事戦略例の提示。人文社会科学の価値創造戦略や臨床系教員の研究力強化の具体化。 ✓ 初期・中堅キャリア研究者が独立した環境で挑戦できる機会拡大のため、従来型の講座制を独立した研究体制に移行し、全学的なテニュアトラック制度の展開を行うための具体的な移行計画の提示。 → 網羅性と重点分野への重点投資のバランスに留意しながら、着実に成果を出していくことを期待する。
②全方位の国際化	✓ 「包括的国際化担当役員(CGO)」の選考方針や、日英公用語化100%や国際対応力あるスタッフ拡充策について、具体の工程の提示。国際卓越都市に向けた行政との連携。 → CGOを組織全体として支え補完し合うことによる実行力や、海外人材受入れの学内外の体制整備に期待する。
③活力ある新たな研究体制の確立	✓ 国際公募・ピアレビュー・テニュアトラック等の教員人事マネジメントの全学展開、人材の採用・評価・研修等を担う「Human Capital Management部門」創設、研究支援人材とコアファシリティの一体的強化などの工程の具体化。 ✓ トップレベル研究者の獲得に向けて総長が戦略的にコミットするなど雇用条件の明確化。 → 採用基準や評価基準に対する学内の共通理解を促進し、学内統一的な取組として進めることが重要と考える。
④大学院変革・研究大学にふさわしい学部変革	✓ 「高等大学院」による大学院マネジメントの一元化、国際共修環境を整備する「ゲートウェイカレッジ」、戦略的 学生リクルートや入学者選抜を総括する「アドミッション機構」の設置など、改革の工程の明確化。 → 特に学生への影響が大きい取組は、実効性を確認しつつ段階的に導入していくなどの配慮も重要と考える。
⑤財務戦略の高度化、産学共創による収益の拡大方策	✓ 重点戦略分野の選定やサイエンスパーク事業への投資等の基本戦略、スタートアップ支援システムの強化や投資戦略、知的財産収入拡大戦略、財政基盤強化策や資源配分方針の策定、体制整備の方策等の提示。 → データドリブンの経営変革・研究変革は東北大学の先進的な取組であり、高く評価する。
⑥体制強化計画の実施が継続されるガバナンス体制の構築	✓ 運営方針会議の機能や構成、執行機能と監督機能の役割分担の高度化、多様なステークホルダーの声を反映した大学経営等、新たなモデルを追求するガバナンス体制の具体策の提示。 → 特定の層に偏らず学内の意見も広く聞くことが、長期的に成果を出し続けるためにも必要な仕組みと考える。

【体制強化計画の期間】 東北大学の体制強化計画は、第Ⅰ期10年間、第Ⅱ期8年間、第Ⅲ期7年間の25年間。

毎年度、文部科学省が**書面によるモニタリング**を実施し、アドバイザリーボードは**マイクロマネジメントを避け**、各期のコミットメントの達成に向けて必要に応じて後押し。**マイルストーン評価では**、アドバイザリーボードがコミットメントの達成状況や次期計画等を確認し、**支援の継続の可否について厳格な結果責任を求める**。

国際卓越研究大学には**大学システム改革と研究力を向上する環境整備**が求められる一方、その具体の手段や道筋は多様であり、**画一的な取組を求めるものではない**。

審査において大学と丁寧コミュニケーションをとることが重要であり、次回公募への期待を述べる。

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力に関すること	✓ 具体的かつ検証可能な目標と実現可能性。 ✓ 優れた研究者確保に大学を挙げた取組。 ✓ 大学全体の研究力向上の実現に向けた説得力ある説明。 ✓ 採用・評価の基準や処遇について、基本的な考え方の整理。 ✓ 研究大学として有する学士課程から博士後期課程まで一貫した構想との整合。	✓ 管理運営の卓越性が研究者の負担軽減や研究時間確保につながる。 ✓ 人材の多様性の確保。 ✓ バランスの取れた指標設定。 ✓ 環境の変化に応じて重点課題・分野を特定し、資源配分を行うための仕組み。 ✓ 大学全体のビジョンに加えて、分野毎にその特性も考慮した戦略の提示。
②実効性が高く、意欲的な事業・財務戦略に関すること	✓ スタートアップ創出に向け、ビジネスデベロップメント人材などの専門家の配置。 ✓ 戦略的な資源配分のためのITシステムの構築と専門的なスタッフの人材確保。 ✓ 実行可能性に関する根拠や裏付け、適切なリスク評価とリスク軽減策の策定。 ✓ 資金調達と投資をバランスよく安定的に行うこと、資金運用のガバナンス体制の構築。	
③自律と責任のあるガバナンス体制に関すること	✓ 長期的な経営方針を確立するための継続的・安定的な合議制の機関。 ✓ 構成員の専門的知見が十分に発揮された熟議が行われる運営。 ✓ 事務組織と教員組織との間での意思決定機構や指示命令システムの整理。 ✓ 学内の発想を吸い上げ、経営陣が戦略的に資源配分する機動的で透明性のある仕組み。 ✓ 変革の継続に重要な、将来のリーダーとして成長を促す取組、評価するプロセス。	
④その他	✓ 変革に向け、時間軸を明確に定め、マイルストーンを設定し、実行すること。 ✓ 他機関等との連携について実現可能性の根拠の提示。 ✓ 最重要の目標や戦略、改革が実現可能な根拠、リーダーシップのもたらし方の明確化。	

【政府への期待】 大学の好事例について社会への発信。各大学との対話を通じた規制改革等*の実施。日本全体の研究力発展を牽引する**多様で厚みのある研究大学群の形成**に向け、**政策全体を見通した戦略的な取組**。

*長期借入金や債券発行の対象経費の範囲の拡大(国)、大学運営基金の創設(国)、寄附税制の改正(国公私)、外国人留学生の授業料等の設定の柔軟化(国)などをこれまでに実施。

(参考) 大学ファンドの運用状況について

【令和5年度の運用実績】

令和5年度末時点での**運用資産額は、約10.96兆円**。

収益額は+9,934億円、収益率は+10.0%。

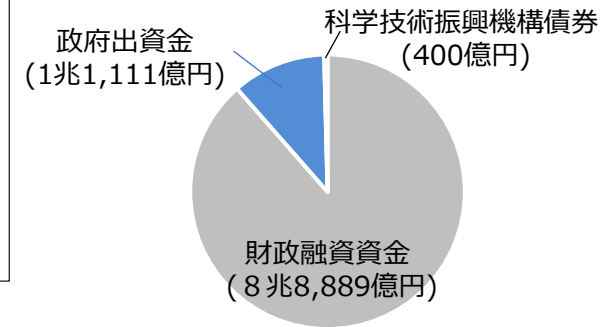
運用初期の資本・負債構造を勘案し、高めのグローバル債券比率を維持する等リスクバランスを意識しつつ、ポートフォリオ構築を着実に推進。

※令和4年度：運用資産額約9.96兆円、収益額▲604億円、収益率▲2.2%

※令和6年度上半期：運用資産額約11.11兆円、収益額1,551億円、収益率1.4%

【元本構成】

元本総額=10兆400億円



【令和5年度の決算における運用益】（助成財源の状況）

＜実現益＞

助成財源となる**損益計算書上の「当期純利益」は +1,167億円**

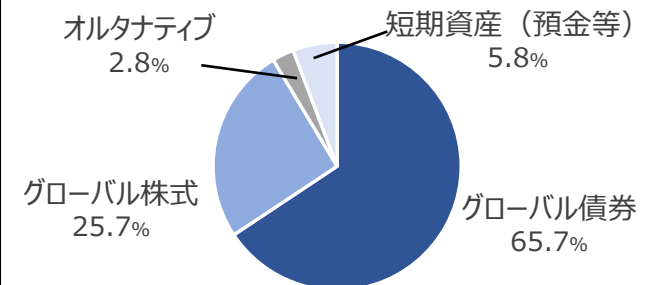
※将来の助成額は、損益計算書上の当期純利益（1,167億円）に、前年度のバッファ（資本剰余金）681億円を加えた**1,848億円**から、別途決定。

※なお、バッファとして3,000億円×2年間分＝6,000億円を計上するまでは、助成財源のうち1/3を上限に助成を行い、残りはバッファとして計上。

【資産構成割合】

(2023(令和5)年度末時点)

運用資産額=10兆9,649億円



運用結果の要因：グローバル株式の資産価格の上昇、円安による外貨資産価格の上昇

（為替リスク低減のため為替ヘッジを実施しており、円安の環境下で得られうる為替のプラス効果が一部抑えられている）

1. 国際卓越研究大学の認定・認可の状況について

2. 第2期公募に向けて

参考 我が国の大学研究力強化に関するシンポジウムについて（令和6年12月17日）

初回公募における国際卓越研究大学の認定・研究等体制強化計画の認可の審査体制

総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

有識者議員のうち、数名が参加

文部科学省 科学技術・学術審議会

〔国際卓越研究大学法に基づき、国際卓越研究大学の認定、体制強化計画の認可について意見〕

大学研究力強化委員会の委員等のうち、数名が参加

国際卓越研究大学 アドバイザリーボード



審査事務局（文部科学省）

内閣府

連携

①国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

②実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

③自律と責任のあるガバナンス体制

情報提供

NISTEP

国内外のレビュアー



（参考）国際卓越研究大学法に基づく基本方針（抜粋）

3 総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会への意見聴取

科学技術・イノベーション政策における国際卓越研究大学制度の重要性に鑑み、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の認定に当たり、法第4条第4項の規定に基づき、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会の意見を聴かなければならないこととされている。その際、総合科学技術・イノベーション会議及び科学技術・学術審議会が適切に情報共有等の連携を行うことができる体制を構築するとともに、アカデミアの特性も踏まえつつ、国際的な視野から、高度かつ専門的な見識を踏まえられよう、外国人有識者も加えた適切な体制を構築することとする。

第2期公募の主な変更点とスケジュールイメージ（案）

1. 大学との対話等も踏まえた第2期公募の主な変更点（案）

※今後、検討の過程等で変更になることも想定され得ます。

項目	第2期公募における方針（案）
公募期間	・ 大学において検討する期間を確保する観点から、 初回公募より長く設定
申請書類	・ 書類等の作成に係る大学の負担を軽減する観点から 意向表明書 や 動画制作を不要 とする ・ 体制強化計画の作成にあたっては、初回公募の審査結果等を参考にし、 変革を行う際に乗り越えるべき現状の課題認識 を踏まえて、 特に重要と位置付ける目標や戦略といった計画の核となる考え方 や、それにより 大学をどのように変革し、掲げるミッションを達成していくのか といった道筋等を明確化するよう、公募要領等の中で明記
面接審査	・ 大学との対話をより丁寧に実施する観点から、 プレゼンや質疑応答の時間を初回公募より長く確保
現地視察	・ 研究現場の状況等を把握し、大学との対話の機会をより多く設ける観点から、 審査の状況も踏まえ、なるべく多くの大学を現地視察の対象とする （現地視察の対象大学については、審査の過程で決定）
計画案の磨き上げ	・ アドバイザリーボードによる認定候補大学の選定前までの段階的な審査過程において、 現地視察の対象大学については、アドバイザリーボードからの意見に対して、大学にて体制強化計画案の一層の精査や明確化を実施する期間を設け、計画の修正を検討することを可能とするなど、体制強化計画案の磨き上げを実質化
計画初年度	・ 令和8年4月～ を予定※ ※ アドバイザリーボードにおける審査の結果、認定候補大学の選定時に留保条件が付された大学については、この限りではない
その他	・ 規制緩和により国立大学等の出資範囲が拡大している背景も踏まえ、 外部資金（公的資金を除く）の算定方法を明確化（アドバイザリーボードによる審査において一定の条件※を満たすことが認められた場合に、大学出資法人の該当する外部資金獲得額を加減することを可能とする） ※ 特殊要因として認める条件として、「①出資法人の活用が、中長期的な大学改革への裨益を含めて、体制強化計画の中に位置付けられること」、「②国際卓越研究大学が当該法人の財務・事業の方針決定に多大な影響力を与えたとともに、連結決算・セグメント化等により、出資法人における国際卓越研究大学の活動に基づく収入を確認できること」を審査で確認することを想定。 ・ 出えんの 払戻し条件を具体化 （大学ファンドの健全性が確保される範囲で5回程度で払戻しを想定）

2. 第2期公募に関するスケジュールイメージ（案）

- ◆ 令和6年度中
- ◆ 令和7年度～



公募開始
段階的審査（アドバイザリーボードにおける認定候補大学の選定）

- ✓ 1次審査：書面審査
- ✓ 2次審査：面接審査
- ✓ 3次審査：大学における体制強化計画案の一層の精査や明確化、現地視察・面接審査 等

- ◆ 令和7年度内
- ◆ 令和8年4月※～

国際卓越研究大学 認定 / 体制強化計画 認可 → 助成開始
体制強化計画開始

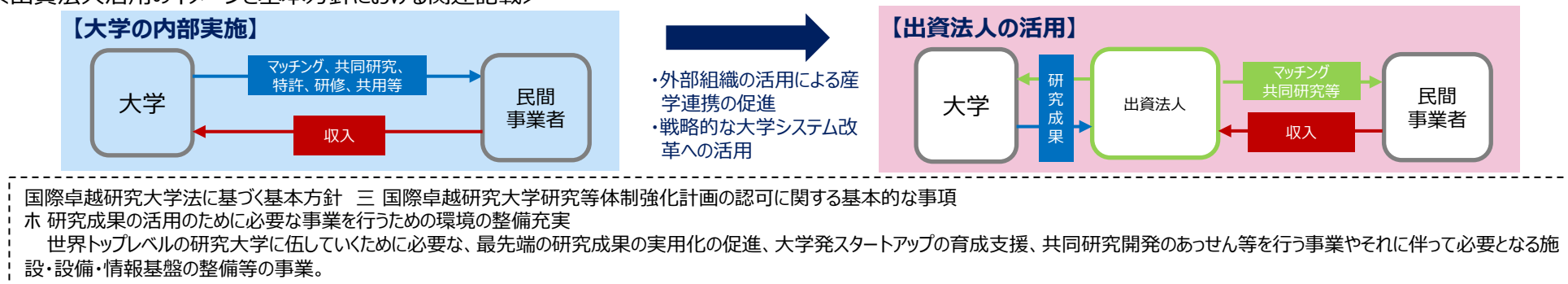
※アドバイザリーボードにおける審査の結果、留保条件付きで認定候補に選定された大学の計画初年度については、この限りでない

(参考) 国際卓越研究大学の助成額算出における出資法人による外部資金獲得額の扱い (案)

1. 背景

- 国際卓越研究大学制度は、大学ファンドからの支援を通じて、世界最高水準の研究大学の実現を目指すものであり、大学の自律的な経営能力向上や多様な財源確保を促す観点から、外部資金の獲得実績に応じて助成額が決定される仕組み。
- 国立大学法人等による出資は、その業務に係るものについて法律で定めるところにより認められる。近年、国立大学法人等が保有する研究成果等を社会に還元するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための規制緩和として、出資範囲が拡大。
- 大学との対話においても、出資法人を活用した国際卓越研究大学の体制強化計画の立案を検討するケースも出てきており、国際卓越研究大学の制度設計においても出資法人に係る規制緩和の活用を妨げないよう明確化。

＜出資法人活用のイメージと基本方針における関連記載＞



2. 明確化の方向性

助成額の算出は原則として大学の個別財務諸表に基づくとしつつも、大学からの要望があり、一定の条件を満たす場合に、出資法人による外部資金獲得額を個別の大学特有の事情で加減する必要がある事項として助成額算定における特殊要因等に含めてはどうか。

＜一定の条件のイメージ＞

- ①出資法人の活用が、中長期的な大学改革への裨益を含めて、体制強化計画の中に位置付けられること
- ②国際卓越研究大学が当該法人の財務・事業の方針決定に多大な影響力を与えたとともに、連結決算・セグメント化等により、出資法人における国際卓越研究大学の活動に基づく収入を確認できること

※研究等体制強化促進分（a）の上限は、個別財務諸表に基づく事業規模の25%程度を目安とする。

※共同出資の場合は、収入を出資比率に応じて按分した額を助成額算出の対象とする。

(参考) 国立大学法人等による出資の範囲

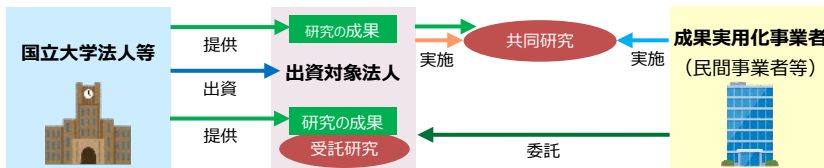
近年、国立大学法人等が保有する**研究成果や教育研究施設等の資源を社会に還元**するとともに、自ら投資を呼び込み、成長し続ける経営モデルを実現するための**規制緩和として、出資の範囲を拡大している**。(< > 囲いは対象事業者への出資が可能になった年)

I. 研究成果の活用

1. 成果活用促進事業者 <令和3年・政令改正> 【対象：全ての国立大学法人等】

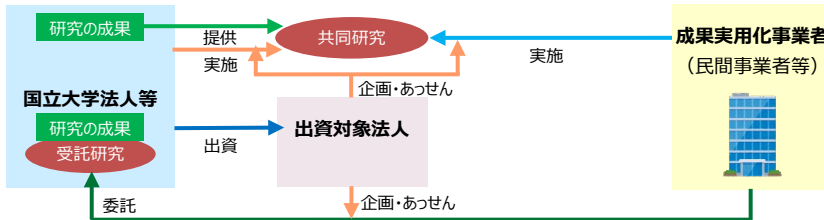
- **民間事業者との共同・委託研究**の形で、大学の技術に関する研究成果を実用化するために**必要な研究**を行う事業者

(例：大学が創出したシーズを元に企業等と共同研究を行う研究所)



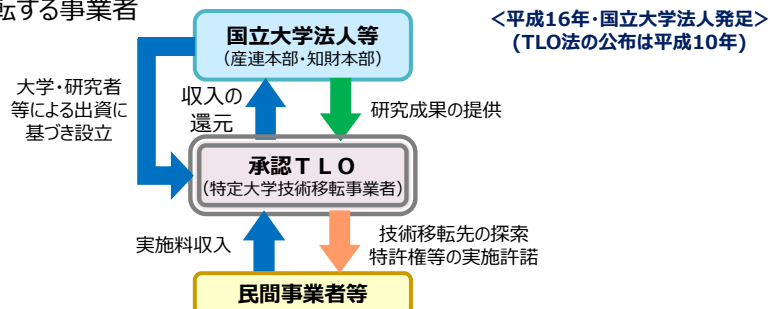
- 大学が**民間事業者との共同・委託研究**の形で行う、大学の技術に関する研究成果を実用化するために必要な研究等を**企画・あつせん**する事業者

(例：大学の有するシーズと企業のニーズをマッチングする**O I 機構**)



2. 特定大学技術移転事業者 (承認 T L O) 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学における技術に関する研究成果を**特許権の実施許諾等**により民間事業者に移転する事業者

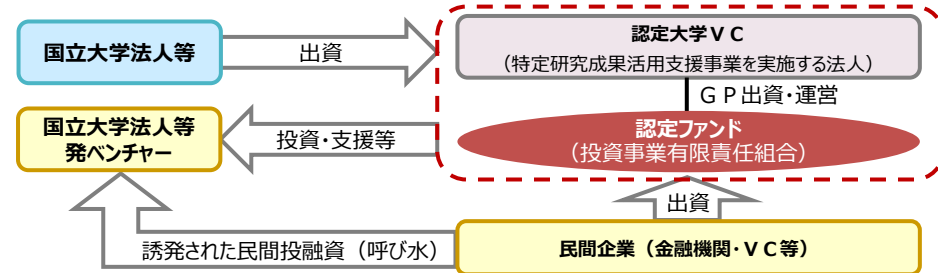


3. 特定研究成果活用支援事業者

【対象：全ての国立大学法人等】

<令和4年・VC等認定指針・出資認可基準改正> (産業競争力強化法の公布は平成25年)

- 大学発ベンチャーに投資・支援等を行う**認定 V C ・ファンド**



4. 研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により拡大> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学の研究成果を活用した**コンサルティング、研修・講習等**を実施する事業者



5. 指定国立大学研究成果活用事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：指定国立大学法人】

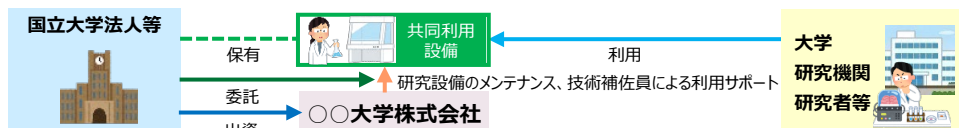
- 大学の技術に関する研究成果の提供を受けて、**商品やサービスを開発・提供する大学発ベンチャー**



II. 教育研究施設の管理・利用促進

6. 教育研究施設管理等事業者 <令和4年・法律改正により新設> 【対象：全ての国立大学法人等】

- 大学が保有する教育研究施設等の資源を社会に還元するため、**教育研究施設等の管理と他の研究機関等による利用を促進**する事業を行う事業者



参考

**我が国の大学研究力強化に関するシンポジウム
(令和6年12月17日)**

我が国の大学研究力強化に関するシンポジウム

名 称：我が国の大学の研究力強化に向けて ～国際卓越研究大学制度が拓く研究大学の未来～

主 催：文部科学省

共 催：国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会

後 援：内閣府

趣 旨：我が国の大学研究力強化に向けては、初回公募における国際卓越研究大学の認定が行われ、第2期の公募も予定されている。こうした中で、世界最高水準の研究大学の実現に向けて国際卓越研究大学制度が目指す姿や、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）等の研究大学施策の全体像を示す。また、パネルディスカッションを通じて、今後の研究大学の姿や機能強化等について議論を行う。

日 時：令和6年12月17日(火) 10時～13時

場 所：東京国際フォーラム（東京都千代田区丸の内3丁目5番1号） ※実開催・オンライン配信

申 込：https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/daigakukenkyuryoku/symposium_00001.html

<当日のスケジュール>

10:00 開 会

基調講演

①上山 内閣府CSTI常勤議員

②富永 東北大学総長

③那須 岡山大学学長

④中村 信州大学学長 等

パネルディスカッション

13:00 閉 会

<登壇予定者>



上山 隆大

内閣府 CSTI 常勤議員
国際卓越研究大学の認定等に関する
有識者会議（アドバイザーボード）座長
地域中核・特色ある研究大学の振興に係る
事業推進委員会委員



富永 悌二

東北大 総長



千葉 一裕

東京農工大 学長
大学研究力強化委員会 主査



橋本 和仁

国立研究開発法人
科学技術振興機構 理事長



那須 保友

岡山大 学長
大学研究力強化委員会
委員



高橋 真木子

金沢工業大学大学院教授
地域中核・特色ある研究大学の振
興に係る事業推進委員会委員
大学研究力強化委員会委員



佐藤 康博

内閣府 CSTI 非常勤議員
大学支援フォーラムPEAKS 座長
みずほFG特別顧問
地域中核・特色ある研究大学の振興に係る
事業推進委員会委員



中村 宗一郎

信州大 学長